

09/02/04 第10回厚生科学審議会議事録

第10回厚生科学審議会
議事録

○ 日時 平成21年2月4日（水）17：00～18：30

○ 場所 厚生労働省 省議室（9階）

○ 出席者
【委員】 石井委員 井部委員 今井委員 岩砂委員 大垣委員
垣添委員 金澤委員 倉田委員 坂上委員 坂谷委員
坂本委員 濹谷委員 池主委員 永井委員
濱田委員 原田委員 深山委員 宮村委員
望月委員 渡邊委員

○ 議題
1. 会長選出及び会長代理の指名について
2. 厚生科学審議会に設置された分科会及び部会の活動状況について
3. その他

○ 配布資料
資料1. 厚生科学審議会委員名簿
資料2. 厚生科学審議会に設置された分科会及び部会の活動状況について
参考資料1. 厚生科学審議会関係規程等
参考資料2. 厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）
の管理に関する指針
参考資料3. 臨床研究に関する倫理指針
参考資料4. 化審法見直し合同委員会報告書概要

○ 矢島厚生科学課長
定刻になりましたので、ただいまから第10回「厚生科学審議会」を開催いたします。委員の皆様方には、ご多忙の折お集まりをいただきまして大変ありがとうございました。さいます。私は、厚生労働省大臣官房厚生科学課長の矢島です。会長選出までの間、議事進行役を務めさせていただきます。資料1の名簿に沿いまして、五始めに委員のご紹介をさせていただきますので、一言ご挨拶をいただければ幸いです。石井委員です。
○ 石井委員
明治大学法学部の石井美智子です。大学では家族法を教えておりますが、医事法学も研究しております。よろしくお願いいたします。
○ 矢島厚生科学課長
井部委員です。
○ 井部委員
聖路加看護大学の学長をしております井部俊子です。よろしくお願いいたします。
○ 矢島厚生科学課長
今井委員です。
○ 今井委員
タイトルは、株式会社ル・ベルソ一代表取締役となっておりますが、山が好きで、自然が好きで、登山が趣味・実益を兼ねているのと、一応医者もやっております。今井通子です。よろしくお願いいたします。
○ 矢島厚生科学課長
岩砂委員です。
○ 岩砂委員
日本医師会副会長を務めております岩砂和雄です。国際担当とか、医学会関係、母子保健、学校保健とかいろいろやらせていただいております。よろしくお願いいたします。
○ 矢島厚生科学課長
大垣委員です。
○ 大垣委員
東京大学工学系研究科の大垣眞一郎です。水道工学、あるいは水環境工学を専門としております。新人ですのでよろしくお願いいたします。
○ 矢島厚生科学課長
垣添委員です。
○ 垣添委員
国立がんセンター名誉総長の垣添忠生です。専門は、挨拶と乾杯です。
○ 矢島厚生科学課長
金澤委員は少し遅れるという連絡をいただいております。岸委員は本日はご欠席です。倉田委員です。
○ 倉田委員
富山県衛生研究所長の倉田毅です。地方の時代というのは、新聞・メディアの単なる造語でありまして、地方ではお金はどんどん減っていく。私は感染研にいたからよくわかるのですが、地方の研究所では2～3万円のお金をどうするかということを真剣に議論するような時代になっております。冬も夏も冷・暖房は年間で1カ月ずつしかないという状況に陥っています。非常に健全なことをしている県政だと私は思っていますが、実態はそうでありまして、国と県の財政のみぞはそう簡単には埋まらないのではないかと思っています。ですから、そこを埋めない限りは、たぶん地方からどんどんこわれていくだろうという認識でおります。是非そういう点でご配慮いただけないかと思っています。
○ 矢島厚生科学課長
坂上委員です。
○ 坂上委員
明治大学の建築の坂上恭助です。建築環境工学及び水環境の分野を専門としております。よろしくお願いいたします。
○ 矢島厚生科学課長
坂谷委員です。
○ 坂谷委員
近畿中央胸部疾患センターの坂谷光則です。この審議会の結核部会の部会長として、日本の結核対策は山場にかかっていると考えております。無事に終焉を迎えるように努力を続けておりますが、是非ともこの会のご支援を賜りたいと思っております。ありがとうございます。
○ 矢島厚生科学課長
坂本委員です。
○ 坂本委員
福岡市のこども総合相談センターの坂本雅子です。公衆衛生分野ということで参加させていただいているのではないかと考えております。よろしくお願いいたします。
○ 矢島厚生科学課長
濹谷委員です。
○ 濹谷委員
愛知県半田保健所長の濹谷いつみです。全国保健所長会の会長をさせていただいております。現在、保健所は全国に517あります。日々職員が誠実に対応しております。どうぞよろしくお願いいたします。
○ 矢島厚生科学課長
水田委員と竹中委員は本日ご欠席です。池主委員です。
○ 池主委員

日本歯科医師会の池主憲夫です。担当は地域保健が担当部署なのですが、垣添委員と同じように、得意技は宴会担当部署です。どうぞよろしくお願いいたします。

○矢島厚生科学課長
土屋委員です。

○土屋委員
日本薬師会の副会長をしております土屋文人です。普段は、東京医科歯科大学の歯学部附属病院長をしております。日本薬剤師会のほうでは、大医薬学部の情報担当をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○矢島厚生科学課長
永井委員です。

○永井委員
東大病院循環器内科の永井良三です。基礎研究、臨床研究やいろいろやっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○矢島厚生科学課長
濱田委員です。

○濱田委員
全国食生活衛生同業組合連合会理事長の濱田康喜です。庶民の生活に密着しております。生活衛生のことにに関して仕事をしております。よろしくお願いたします。

○矢島厚生科学課長
原田委員です。

○原田委員
東海大学の原田です。私も、生活衛生適正化のほうでお手伝いさせていただきます。よろしくお願いたします。

○矢島厚生科学課長
深山委員です。

○深山委員
所沢市イザル病院長の深山牧子です。高齢者医療と感染症関係のことをやっております。よろしくお願いたします。

○矢島厚生科学課長
松本委員は本日欠席のご連絡をいただいております。南委員は少し遅れるというご連絡をいただいております。宮村委員です。

○宮村委員
国立感染症研究所の所長をしております宮村達男です。専門はウイルス学者であります。ミドリ・ミクロンの世界から、グローバルな感染症の対策をいつも考えております。よろしくお願いたします。

○矢島厚生科学課長
望月委員です。

○望月委員
東京理科大学薬学部の望月正隆です。あとは、薬事・食品衛生審議会の会長もしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○矢島厚生科学課長
吉森委員は本日欠席のご連絡をいただいております。渡邊委員です。

○渡邊委員
国立健康・栄養研究所の渡邊昌です。新健康フロンティアで、「一に運動、二に食事、三に禁煙、最後にくすり」というスローガンを掲げています。それから、メタボ対策で、とにかくいまだ抗肥満対策を実地に入れようというところで、エビデンスから含めて奮闘しております。

○矢島厚生科学課長
どうもありがとうございます。以上27名の方々に委員をお願いしております。次に厚生労働省側ですが、技術総括審議官の谷口です。

○谷口技術総括審議官
谷口です。各委員の先生方には、委員へのご就任を快くお引き受けをいただきましたこと誠にありがとうございます。また、本日はお忙しい中をご参集賜りませう。また、私が申し上げるまでもございませう。厚生労働省は国民生活に密着いたしました保健、医療、福祉、労働の各分野におきまして、大変重要な諸課題に取り組んでおります。本審議会の各委員は、これら施策のバックボーンとも言える科学技術、それから公衆衛生に関する重要な事項につきましてご審議をこれまででもいただいております。また、委員の各先生方におかれましては、厚生科学審議会に設置をされております。また、各分科会、また各部会の審議につきましてご参画をお願いする場合がございます。この点につきましてはあらかじめお願いを申し上げておきたいと存じます。本日は、委員改選後初めての審議会でもございます。後ほど、各分科会及び各部会の活動状況につきまして報告をさせていただくことを予定しております。委員の先生方におかれましては、専門的、かつ大所高所からの貴重なご意見を私どもにいただきますようよろしくお願い申し上げます。簡単でございますけれども挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○矢島厚生科学課長
金澤委員がたがいまお見えになりましたので、一言ご挨拶をいただきます。

○金澤委員
遅れまして申し訳ございませんでした。金澤一郎です。学術会議会長と書いてありますが、国立精神・神経センター名誉総長といったほうがよろしいかと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○矢島厚生科学課長
次に資料の確認をお願いいたします。資料1「厚生科学審議会委員名簿」、資料2「厚生科学審議会に設置された分科会及び部会の活動状況について」です。参考資料1「厚生科学審議会関係規程等」、参考資料2「厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針」、参考資料3「臨床研究に関する倫理指針」、参考資料4「化審法見直し合同委員会報告書概要」です。

議事に入ります。議題1は、会長選出及び会長代理の指名についてです。具体的に議事に入る前に、今回新たに委員をお願いした先生方もおられますので、この審議会の規程等について若干ご説明させていただきます。

参考資料1の1頁は、この審議会の構成です。厚生科学審議会の下には、感染症分科会、生活衛生適正化分科会の二つの分科会があります。感染症分科会の下には二つの部会があります。それ以外に、現在九つの部会が設置されています。本日お集まりの委員の皆様は、このいずれかの部会等にもご参画をいただく形を従来からとっております。

2頁は、厚生労働省の設置法の中の厚生科学審議会の規定についてお示しをしております。第8条にありますように、厚生労働大臣の諮問に応じまして、一のイ、ロに掲げることを調査審議していただきます。また、公衆衛生に関する重要事項に関しては、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べることでできることになっております。そして第8条の三にありますように、厚生労働大臣、文部科学大臣の諮問に応じ、医療関係職種の養成施設の指定又は認定に関する重要事項を調査審議していただきます。四では、いわゆる感染症法、検疫法及び生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定により、その権限に属する事項を処理することが定められています。

3頁は、厚生科学審議会令というもので、具体的に厚生科学審議会の組織等について規定されています。第1条で、委員は30人以内、審議会には臨時委員、専門委員を置くことができるとなっております。第2条で、委員については厚生労働大臣が任命するとなっております。第3条で、委員の任期は2年とし、第4条では審議会に会長を置き、委員の互選により選任することになっております。

4頁で、第6条の前の6のところに、審議会は分科会の議決をもって審議会の議決とすることができるとしております。6条では、部会を置くことができるとなっております。第6条の6で、部会の議決をもって審議会の議決とすることができます。

5頁は、厚生科学審議会運営規程です。第1条で、審議会は会長が招集するとなっております。第2条で、会長は必要があると認めるときは、審議会に諮つ

て部会を設置することができとなっております。第3条で、会長は厚生労働大臣の諮問を受けます。その諮問を分科会又は部会に付議することができるとなっています。第4条で、分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て審議会の議決とすることができとなっております。第5条で、審議会の会議は公開とするとなっております。ただし書きで例外の規定があります。大まかではありますが、厚生科学審議会に関する規程、概略をご説明させていただきます。

それでは、具体的な議事に入ります。議事1は会長選出及び会長代理の指名です。先ほどの厚生科学審議会令第4条にありますとおり、審議会に会長を置き、委員の互選により選出をすと規定されていますので、会長の選出をお願いいたします。選出の方法は「委員の互選」という形になっておりますのでお諮りをしたいと思います。いかがでしょうか。

○望月委員
これまで科学技術部会の部会長をしておられました、国立がんセンター名誉総長の垣添委員が最適と考えてご推薦申し上げますがいかがでしょうか。

○矢島厚生科学課長
ただいま、望月委員から垣添委員に会長をお願いしたらどうかとのご発言がございましたが、いかがでしょうか。（異議なし）

○矢島厚生科学課長
ご異議がないようですので、垣添委員に本審議会の会長をお願いしたいと存じます。以降の議事運営につきましては垣添会長をお願いいたします。

○垣添会長
ただいま会長の大役を仰せつかりました、国立がんセンターの垣添です。皆様方のご協力をいただきまして、スムーズに審議を進めてまいりたいと思っております。厚生科学審議会は、医学と公衆衛生の健康危機管理等にかかわるすべての科学分野に関する重要な会議であります。各方面を代表される皆様方をお願いしておりますが、どうぞそれぞれの問題に関して忌憚のないご意見をいただければ大変ありがたいです。審議会令第4条3項に「会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。」とされており、この会長代理につきましては永井委員をお願いしたいと思います。永井委員は、厚生科学審議会科学技術部会ですとご一緒しておりましたので、是非よろしくお願い申し上げます。

次に、厚生科学審議会に設置されております部会への所属です。厚生科学審議会令第6条第2項で、「部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は会長が指名する。」とあります。したがって、できるだけ早くそれぞれの部会に所属する委員を指名させていただきますので、その際はどうぞよろしくお願い申し上げます。分科会への所属は、厚生労働大臣が指名する。それから、分科会の下に設置された部会への所属は、分科会長が指名することになっております。議事2に移ります。厚生科学審議会に設置された分科会及び部会の活動状況について、それぞれ担当部署から説明をお願いいたします。

○矢島厚生科学課長
資料2に基づきまして、各分科会及び部会の活動状況については、所管する担当課より報告をさせていただきます。一括いたしまして、感染症分科会、生活衛生適正化分科会、科学技術部会、疾病対策部会、地域保健健康増進栄養部会、生活環境水道部会、健康危機管理部会、化学物質制度改正検討部会の順で報告をさせていただきます。最初に、感染症分科会から報告いたします。

○梅田結核感染症課長
結核感染症課です。資料の1頁、厚生科学審議会感染症分科会です。当分科会においては、感染症の予防、感染症の患者に対する医療に関する重要事項等を調査審議いただいております。前回の総会の開催以降ですが、前回総会以降からは、当分科会の審議を経て決定されたものを着実に実施に移す段階となっております。具体的には平成20年度は、これまでの感染症分科会のご審議を経て、感染症法並びに検疫法を改正し、新型インフルエンザの位置づけ、そしてその感染必要対策の措置について法的根拠を整備するなどをしております。また、麻しんについても当感染症分科会の提言に基づき、特定感染症予防指針が策定され、平成20年4月から麻しんに関する対策、予防接種の3期、4期の追加などを実施しております。

感染症部会につきましては、平成17年に特定感染症予防指針を改正した以降は特段開いておりません。結核部会ですが、平成20年度については12月に結核登録票に係る活動性分類等、今後の結核医療のあり方についてなどの審議を行っております。引き続きこれらの論点について議論を深めていただく予定です。

○松岡生活衛生課長
生活衛生課長の松岡です。資料2の2頁の生活衛生適正化分科会の活動状況についてご説明させていただきます。当分科会の所掌事務についてですが、二つ目は生活衛生関係営業に関する重要事項を調査審議することです。二つ目は、生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律、生衛法と申しております。すけれども、理容業、美容業、クリーニング業及び飲食関係業等の17業種が指定されており、これらの業種の課題について調査審議することとなっております。

二つ目は、生衛法の第58条第2項で、審議会では処理する事項ですけれども、最近の具体的な審議事例は、業種ごとの振興指針の策定に関する審議が中心となっております。振興指針は、営業の振興を計画的に推進し、衛生水準の維持向上を図るとともに、消費者へ安全で良質な商品やサービスを提供することを目指すとしておりまして、業種ごとに厚生労働大臣が振興指針を定めることとなっております。現在、12の振興指針が定められておりまして、各業種ごとに5年に1度見直しを行っております。平成20年度については、理容業、美容業、興行場営業、クリーニング業、飲食店営業のうちのすし店営業の5業種の改正を、厚生労働大臣から分科会に諮問をし、11月27日、12月10日の2回の分科会においてご審議いただきまして答申をいただいております。これに基づいて指針を告示として出すことにいたしております。以上です。

○坂本研究企画官
引き続き科学技術部会、及びその下に設置されている委員会の活動についてご報告いたします。資料2の3頁です。1にありますように、科学技術部会の所掌事務については、疾病の予防及び治療に関する研究、その他厚生労働省の所掌事務に関する科学技術に関する重要事項を調査審議することです。

主な活動状況は、(1)の科学技術部会については、厚生労働省の科学研究開発の総括的事項や、各種指針の策定及び評価方法など、科学技術政策の重要事項に関するご審議を行っていただいております。具体的な例としては、本日は参考資料2、参考資料3としてお配りしておりますが、昨年3月に厚生労働科学研究における利益相反(COI)の管理に関する指針の策定等について総括的なご審議をいただき、昨年7月に臨床研究に関する倫理指針の改正等について総括的なご審議をいただいたところです。

科学技術部会では、厚生労働科学研究費補助金の成果や、研究事業の評価も行っており、毎年度の研究費の概算要求等に結果を反映させているところです。このほか、厚生労働省の各研究機関が実施いたしました機関評価、及びその対応方針についてのご審議もいただいております。

(2)の遺伝子治療臨床研究作業委員会は、平成13年3月以降49回開催しており、申請がありました遺伝子治療臨床研究実施計画に関し、主として科学的・倫理的事項について論点整理を行っていただいております。平成20年度につきましては、記載の申請等についてのご審議をいただいております。

また、遺伝子組換えウイルスなどを使用する場合には、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の対象となり、生物多様性影響の防止の観点から問題が生じないか、別途この委員会の下に設置された委員会で評価を行っていただいているところです。

(3)のヒト胚研究に関する専門委員会は、平成18年1月以降は、文部科学省の委員会と合同で開催し、ヒト受精卵の生体補助医療研究目的での作成・利用に関するガイドラインの作成、及び研究審査体制の整備に向けて検討を行っていただいております。

(4)の厚生労働科学研究における利益相反に関する検討委員会は、平成19年6月以降6回開催いたしましたし、先ほどご説明いたしました指針が通知されたところ です。

4頁の(5)の臨床研究の倫理指針に関する専門委員会は、平成19年8月以降9回開催し、先ほどご説明いたしました、改正された臨床研究に関する倫理指針が告示されたところ です。

(6)のヒト幹細胞臨床研究に関する審査委員会は、平成19年7月以降6回開催し、平成19年12月から平成20年12月までに、ここに記載の4件の申請について指針への適合性を確認しております。また、実施計画の変更につきましても、2件指針への適合性を確認しております。科学技術部会の関係につきましては以上です。

○石川疾病対策課長補佐

疾病対策課課長補佐の石川です。資料2の5頁の疾病対策部会及び五つの委員会についてご報告申し上げます。疾病対策部会については、特定の疾患（難病、アレルギー等）の疾病対策及び臓器移植対策に関する重要事項を調査審議することを所掌事務として、平成13年1月19日に設置されております。こちらは平成13年2月23日の第1回会議におきまして、部会長の選出、委員会の設置、部会運営細則等について決議がされております。

続いて五つの委員会についてご報告申し上げます。臓器移植委員会は、臓器移植に関する専門的事項を調査審議するために設置されております。平成13年2月から平成19年4月までに25回開催され、臓器移植に関する議題について検討・審議をいただいております。

リウマチ・アレルギー対策委員会は、リウマチ・アレルギー疾患対策に関する専門的事項を調査審議するために設置されており、平成13年4月から平成17年8月までに計3回開催され、平成17年10月にリウマチ・アレルギー対策委員会報告書を取りまとめたいただき、現在これに基づき対策が進められております。

クロイツフェルト・ヤコブ病等委員会は、クロイツフェルト・ヤコブ病等に関する専門的事項を調査審議するために設置されております。平成13年から平成20年7月までに13回開催されており、患者の発生状況の確認、及び感染対策等についてご議論いただきました。

難病対策委員会は、難病対策に関する専門的事項について調査審議するために設置されておりまして、平成13年9月から平成14年7月までに7回開催されております。平成14年8月23日に、今後の難病対策のあり方について中間報告が取りまとめられたところ です。

造血幹細胞移植委員会は、造血幹細胞移植に関する専門的事項について調査審議するために設置されておりまして、平成14年3月から平成20年9月までに30回開催されております。新しい検査法の導入と、今後の対策のあり方についての検討が行われております。以上です。

○関生活習慣病対策室長

資料2の6頁です。地域保健健康増進栄養部会について、生活習慣病対策室長の関からご説明申し上げます。所掌事務としては、地域保健の向上、国民の健康の増進、栄養の改善及び生活習慣病対策に関する重要事項を調査審議することを所掌事務としております。

活動状況としては、平成19年4月に第27回の会議を開催しております。この時期、医療制度改革に伴う予防対策事業の再編、特に特定健診・特定保健指導の導入といったことに関係して制度改革がありましたので、それに関係してここに書いてありますような(1)健康増進法に基づく基本方針の改正、都道府県健康増進計画の改定。

(2)健康日本21の中間評価ということで、この時点でポピュレーションアプローチのさらなる国民運動としての進展、あるいはハイレスクアプローチとしての取組みということで、これは特定健診・特定保健指導という形での施策化、あるいは産業界との連携、人材育成、エビデンスに基づいた施策の展開といった観点からの評価をいただいております。

(3)制度改革を踏まえた今後の特定健診・特定保健指導の実施の中身について、別途の検討会で検討されてまいりました内容について、部会としてのご審議をいただき、それを経て確定版を作成しました。

あるいは老人保健事業から、再編に伴って市町村の新たな健康増進事業として、旧老人保健法の下で行っていた、健康手帳の交付をはじめとするさまざまな事業の健康増進事業としての位置づけ、さらにはポピュレーションアプローチの展開ということで、健やか生活習慣国民運動についてご審議いただきました。

それ以後、決定事項を実施に移すというところに重点が置かれてまいりまして、こういった内容の具体的な告示等をして実施に移すということで、特定健診事業については、昨年4月から実施に移されているところ です。その後、部会としての開催はありません。以上です。

○粕谷水道課長

生活環境水道部会について、水道課長から報告いたします。この部会の所掌事務は、建築物衛生、その他生活衛生に係る生活環境に関する重要事項、及び水道に関する重要事項を調査審議していただいております。

主な活動状況は、昨年12月に第7回生活環境水道部会が開催され、水質基準の見直し等についてご審議いただくとともに、水道行政の動向について報告を行い、それに対してご検討いただきました。水質基準の見直し等については、平成15年の厚生科学審議会の答申を踏まえ、水質基準は、最新の科学的知見に基づいて逐次改正を行うやり方になっております。前回の部会で示されたTOC（全有機炭素）の水質基準を強化することなどの対応状況を報告するとともに、新たな見直しの方向性ということ です。

別途設けております、水道水質基準逐次改正検討会における検討結果を踏まえ、カドミウムに係る水質基準の強化、あるいは水質管理目標設定項目の見直し、さらには塩素酸など、今後さらに検討していくべき項目についての方向性についてご審議いただきました。

また水道行政の動向につきましては、昨年7月に行いました水道ビジョンの改定の結果をご報告し、さらに留意すべき点、あるいは今後重点的に取り組むべき事項などについてご指摘をいただいたところ です。以上です。

○浅沼健康危機管理官

健康危機管理対策室の浅沼です。資料2の8頁です。健康危機管理部会についてご報告いたします。当部会は、原因の明らかでない、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に関して、その対処を調査審議していただくことを所掌事務としております。

主な活動状況です。資料のとおり本部会は、原因不明な健康危機が発生した場合、専門的なご指導・ご助言をいただくための部会ではありますが、そうした健康危機の発生がない場合においても、年に1回程度開催し、定期的な報告等を行うこととしております。平成18年10月30日に第1回、平成19年6月5日に第2回の部会を開催いたしました。今年度は第3回健康危機管理部会を平成21年2月27日に開催する予定となっております。主な議題としては、健康危機事例に関する報告や、改正国際保健規則についての対応についてを予定しております。以上です。

○山本化学物質安全対策室長

化学物質安全対策室長の山本です。化学物質制度改正検討部会の活動状況についてご報告申し上げます。この部会は、化学物質の審査及び規制制度についての見直しを行うために、前回の総会平成19年12月26日に設置をお認めいただいたものです。平成20年1月から部会の検討を始め、部会の下に、さらに専門的な事項について検討していただくための専門委員会、さらに専門委員会の下にワーキンググループを設置し、これらの専門委員会、ワーキンググループについては経済産業省、環境省の関係の審議会と合同で開催して審議をいただいたものです。

平成21年1月13日に見直しの報告書を取りまとめたいただきました。報告書の内容については、本日お配りしております参考資料4に概要があります。時間の関係で詳細についての説明は省略させていただきますが、一言で申し上げますと化学物質の審査・規制の制度について、従来の仕組みを改めて、原則としてすべての化学物質を対象としてリスク評価を行い、安全管理を進めていくという体系に改めるというものです。そのために、原則として我が国で製造輸

入されているすべての化学物質を対象として、製造輸入量などについて国に届けていく制度を創設し、それらのデータに基づいて、優先的にリスク評価を行って、物質を絞り込み、それがリスク評価を進めていく。それによって、2020年までにすべての化学物質についてリスク評価を行い、適切な化学物質の管理が行えるようにする。そういう仕組みに改めるものです。

現在、この見直しの報告書の内容に沿って、関係の法律の改正の準備を進めているところで、本国会に改正の法案を提出できるように現在準備を進めているところです。以上です。

○垣添会長
ありがとうございます。遅れてまいりました南委員をご紹介申し上げます。一言お願いいたします。

○南委員
遅れてまいりまして申し訳ございませんでした。読売新聞東京本社の南砂です。どうぞよろしくお願いいたします。

○垣添会長
ただいま、8部会のそれぞれ担当の方から、平成19年12月の前回総会以降の主な活動に絞ってご報告いただきましたが、お聞き及びのように非常に広範な問題を審議会として取り扱う形になります。ただいまの8部会の報告に関しての意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。私から一つお聞きしたいのは、いま非常に心配されている新型インフルエンザが勃発したときの体制はどうなりますか。

○梅田結核感染症課長
現在、新型インフルエンザは未発生の段階ではありますが、いつ起きても不思議はないという考え方で、国家的な危機管理の課題として、厚生労働省だけではなく、全庁を含めて関係省庁が一丸となって対応に取り組んでおります。厚生労働省の取組については、先ほども少しご紹介いたしました。法整備を行い、新型インフルエンザ対策で患者が出たときの発生の際の措置を位置づけたという点。それから、新型インフルエンザの策行計画、ガイドライを全面的に見直し、改定を行っております。これにより、国や自治体や医療機関、そして企業、個人、地域がそれぞれどういう備えをするべきかということについてまとめられています。新しい行動計画等は、近々関係省庁対策会議のスケジュールで公表されることになっております。それらについて、普及啓発活動を行っていただいているところ。また、医療機関での対応や、医薬品等の備蓄などの準備が進むよう予算の確保に努めています。

○垣添会長
もう一つ質問ですが、約1年ぐらい前に中国製の餃子の毒物混入の騒ぎがありましたけれども、ああいうことが起きたときには、どこの部署が、どのように対応するのですか。

○矢島厚生科学課長
厚生労働省だけの問題ではありませんが、審議会としては薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会のほうで、食品の関係については対応することになっております。

○垣添会長
ただ、この審議会としてはどのような動きをするのですか。

○浅沼健康危機管理官
資料2の8頁をお開きください。私どもの所掌は、原因が明らかでない危害ということではありますが、ただし他の部会の所掌に属するものは除くとあります。しかし、先ほどのご説明で申し上げたとおり、次回の部会で健康危機事例に関する報告の中で、いまご指摘のありました中国産冷凍餃子に関する件についても、この1年余りに起こった健康危機事例の一つとして部会に報告させていただいております。

○金澤委員
別のことで伺います。マスコミによりますと、メタボ対策のことで肥満度の危険因子としての位置づけに関して異なる意見が出ています。喫煙であるとか、飲酒であるとかそれらのほうが大きなファクターではないかという意見があります。厚生労働省として、それに対するお考えはありますか。放っておくわけにはいかないのではないかと思います。

○関生活習慣病対策室長
現在行っております特定健診事業のやり方というお話と、いまのお話は、さらさらと相まって全体的な健康づくり対策の両輪が相まって初めて効果があるというお話だと思います。前者については、日本内科学会等をはじめとする関係学会の合同の委員会、平成19年にまとめられました診断基準の考え方に基づき、肥満、特に内臓脂肪の蓄積が全体に係るリスクであるという考え方の下に、特定健診・特定保健指導の事業を組んでおります。一方で肥満を伴わない、さまざまなリスクファクターへの対応、あるいは生活習慣全般の対応も含めて当然重要です。そういうことは、健康日本21の中間評価の際にも検討に付されております。一言で申しますと、第一次予防の面については、渡邊委員からご意見も伺いたいと思いますが、運動、食生活、禁煙を軸に、いかにメリハリのあるポピュレーションアプローチの対応をしていくかが今後の大きな課題になっております。国民運動としての展開、特に民間主体の参画を得た形で、どのように行っていくかということについて、いま体制の整備等を行っているところ。特定健診の基準等については、今後学会において、現在いろいろなコホートの分析に基づいてさまざまな検討・検証がなされているところですので、必要があった場合にはそれに呼応した形で見直しについては行っていく所存ですけれども、現時点ではまだ具体的なスケジュールを語れるところまでは来ておりません。

○垣添会長
渡邊委員は、いま金澤委員が提起された問題に関して何かご意見はありませんか。

○渡邊委員
疫学的には、喫煙と飲酒のリスクは非常にはっきりしています。それはいま関室長から話がありましたように、健康増進法で健康日本21で主力に取り上げられておりますので、それはそれでよろしいかと思います。

メタボに関しては、松澤先生のお出しになった腹部肥満の診断基準というのは、GTで100平方センチを腹位に換算するとどうなるかということ。スタートしています。最近、門脇先生のグループが、メタボからの疾患のリスクを遡って腹位に反映させるかどうかということ。少し視点が違うのであります。この辺りはまだ研究のところでありまして、腹部肥満プラス皮下脂肪も本当に影響するのかどうかということ。ところが、学問的にはディスカッションになっていくと思います。

○石井委員
毎回同じ質問をして申し訳ないのですが、報告のなかった生殖補助医療部会についてです。谷口審議官が課長でいらしたところに報告書をまとめています。去年、金澤会長の学術会議でも諮問に対して、代理母を中心とする報告書が出されたのですが、その後動きが見られないようになっています。どうなっているのでしょうか。厚生労働省としてどのように対応を考えているのかを伺いたい。

○宮崎母子保健課長
いま石井委員からお話がありましたように、この問題については厚生労働大臣と法務大臣から学術会議のほうに諮問させていただき、報告書もいただきました。詳細は省略させていただきますが、その中では価値観もいろいろな問題があつて難しいということで、国民的なコンセンサスを得ることが大変重要だということ。ご指摘がありました。

そういうご指摘もありましたので、我々事務局としては、いまは国会もこういう状況ですから立法府での議論もなかなか難しいところがあるのかもしれないけれども、そちらの状況というか推移を見守っている段階です。

○石井委員
金澤先生のほうが詳しいと思いますが、学術会議の報告書では試行という形で、実験的に行うことも提案されていたと思います。その善し悪しは別として、

[illegible]

○倉田委員　二つお聞きします。一つは、これはメディア情報で、私は担当者と細かくお話をしたことはないのではありませんが、いまのセンターが独立行政法人化されるというのは、それは民間法人ですか。それはいいのですが、ものすごい借

金を負わされるという記事を読みました。すべてセンターがすべてパーフェクトとは言い難いという思いです。法を人化してセンターがかなり水準の高い、医療のこの責任を担うべきという膨大な予算を付けて、これの行動計画、プランを作っても、いまのインフルエanzaがこれだけやっていると半分にすることができないうえ、新しいインフルエanzaも3分の1にするとかなり近いところだと思います。ですから、騒いでるって、どうもこういう話、現実の問題にしたい。つまり、新しいインフルエanzaと全く変わらないわけでは、いまのインフルエanzaとどうやってやるのかと、そこをお聞きしたいところがあります。

○垣添会長 大変難しい問題かとは思いますが。

○矢島厚生科学課長 センターとは、どこのセンターのことですか。

○倉田委員 ナショナルセンターです。

○矢島厚生科学課長 本日、担当課長は呼んでいませんので、そちらはまた別途個別に説明をいたします。

○梅田結核感染症課長 新型コロナウイルス対策についてのご指摘をいただきましたが、確かにいま新型コロナウイルスの流行のペースも速いです。倉田委員も指摘のとおり、通常のインフルエanzaの対策と違って、特に最近では院内感染と新型コロナウイルスの対策の基本でもあり、感染の機会を減らすことも必要です。ですから、新しいインフルエanzaとして季節性インフルエanzaの対策、これは院内感染対策と個人一人ひとりが咳エチケットによって、感染してもほかの人たちに広めないようにという普及・啓発も含めて、呼びかけを行っている状況です。

○井部委員 私は初めてなので、厚生科学審議会の第八条にある役割について質問いたします。一つ単純な疑問ですが、「分科会」と「部会」の言葉がなぜ違うのでしょうか。これは構成図で見ると、分科会と部会がラインが二つになっているので、何か特別な意味があるのかを教えてくださいたいと思います。もう一つは、厚生科学審議会の第八条第三項で「保健師、助産師、看護師、准看護師、これらの人たちの学校又は養成施設」の指定又は認定に関する重要事項を調査審議する」と、特に保健師、助産師、看護師などは医政局看護課がやっていることとどのように違うのかについて教えてくださいたいと思います。

○矢島厚生科学課長 1頁をご覧いただきたいと思うのですが、分科会に関しては、厚生科学審議会令でその設置が明文化されているものです。部会は、先ほど説明をしましたが、こちらでそういうものを審議する場合にも必要に応じて設置をすることができるものです。

○垣添会長 健康危機管理上の正しく対処すべき重大問題が生じた場合には、新しい部会を立ち上げるかどうかはこの審議会の判断事項になると、それを決めるのは当審議会であるということ、分科会と部会の関係はそうなっていると思います。分科会であるから、この二つが一緒になったものですね。

○矢島厚生科学課長 もともとある審議会からの流れを汲んでいるものもあります。

○松岡生活衛生課長 分科会とあるものは、3頁にもあるように各法律の規定で審議会の権限に属されたことを処理することが具体的に法律で定められており、例えば大臣が諮問をし、答申をいただくといったことが法律で書かれているものについては、「分科会」という名称を付ける形になっているのが取決めにあとと理解しています。

○垣添会長 もう一つの保健師、助産師、看護師の問題はいかがですか。

○平子主任科学技術調整官 これにつきましては、現在設置をされていますが、いまのところこの設置法に規定されている事項については、具体的に調査審議することが諮問されて議論されています。ただ、ここで審議するのは重要事項ということですので、このことが必要になったときにはこの審議会でご議論いただくという予定にしています。

○岩砂委員 新型コロナウイルスについてはまだまだ対策は不十分なところもあると思いますが、それは別として私が気にしているのは、「麻しんに関する特定感染症予防指針の策定などについて協議を行った」と書いていますが、日本は麻しん・風しん百日咳など、そういう予防接種が非常に遅れている後進国だと。そのために輸出国になっているということをおっしゃっているのです。この辺のことで、厚生労働省の方々はどのようにお考えですか、ひとつお聞きしたいのです。非常に重要なことだと思います。先進国である日本が感染症の輸出国などということは大変なことだと思いますが、お答えをお願いします。

○梅田結核感染症課長 麻しん対策についてお答えを申し上げたいと思います。ご指摘のとおり麻しんの患者がまだ多いこと、麻しんの予防接種の接種率が必ずしも十分ではないことについては、大きな懸念を持ち、そのために麻しんに関する特定感染症予防指針を策定し、麻しんの患者発生動向を全数把握によりモニタリングすることと、今年度4月からですが、第3期・第4期として中学1年生・高校3年生相当を対象とする追加接種を導入したところからです。これは今年度から開始しているもので、市町村によってはまだ十分接種率が伸びてない所もありますが、医師会のご協力なども得ながら、また文部科学省とも連携をし、学校を介して接種勧奨の方法、対策の進め方について工夫を重ねてまいりたいと思っています。

○垣添会長 これだけ広範な課題を抱えている審議会でもありますから、ご意見を伺っていますと際限もなくなりそうです。

○坂谷委員 分科会であろうが部会であろうが審議の内容ではありますが、倉田委員の発言の中にもありましたが、法的な整備について、行動指針、マニュアル、技術的な面についての審議は十分行われるのですが、それを実現化するためにはお金が要ります、人が要ります。その問題点について審議することは、はばかれるとは思いますが、私も言いたくない雰囲気、私が担当している結核部門ではと言いたすか、でもとも言いますかあるように思うのです。厚生労働省の厚生科学審議会の審議の内容について、お金のことも議論することをお認めいただきたいという気がしますが、いかがですか。

○垣添会長 この審議会だけでは解決がつく問題ではないと思いますが、ご指摘のようにお金がなく人がなければすべてが動かないということ、どうしても問題によってはお金が足りないところが出てくると思いますので、それは少なくとも問題提起をさせていただいて少し議論をすることにしたいと思います。

○矢島厚生科学課長

少なくとも予算とかそういうものにかかわるものになりますと、国会の審議、予算になれば当然国会の審議にもなるわけですので、必要とかそういうところについての話はできると思うのですが、個別にこれはいくらかという個別の金額とか、そういうことは審議には馴染まないのではないかと考えていますので、ご理解をいただければありがたいと思っています。

○垣添会長

大変活発なご議論をありがとうございました。そろそろ時間になってまいりましたが、事務局から何かその他としてありますか。特にありませんか。永井先生、何かありますか。よろしいですか。

○金澤委員

お願いがあります。簡単なことですが、参考資料3「臨床研究に関する倫理指針」がありますね。これはあまり説明がなかったのですが、これは今後のこととがありますのでQ&Aと一緒に付けてこういう所には出してもらいたいのですが、是非お願いします。

○矢島厚生科学課長

そうさせていただきます。

○垣添会長

ご指摘ありがとうございました。これで本日の厚生科学審議会は閉会とします。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○矢島厚生科学課長

どうもありがとうございました。

—了—

【問い合わせ先】

厚生労働省大臣官房厚生科学課

担当：情報企画係(内線3808)

電話：(代表)03-5253-1111

(直通)03-3595-2171